

令和 6 年 6 月 28 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01379

研究課題名(和文) グローバルスタンダードとしての国際物品売買法CISGに対する民法改正法の位置づけ

研究課題名(英文) Modernization of Japanese Civil Code and CISG

研究代表者

山田 到史子(YAMADA, Toshiko)

関西学院大学・司法研究科・准教授

研究者番号：30289029

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：日本民法改正法は世界の契約法の中でどのように現代化されたと言えるのか。その改正の方向は、今迄の日本民法典の世界の契約法での位置づけを(コモンローと大陸法の対立の中で)変えたのか。その変化・位置づけの変更は望ましいか。改正の意義・評価を、CISGの最新の判例(裁判例・仲裁判断の違いを踏まえ)と最新の理論状況を調査・確認した上で、経済的効率性(コモンローの重視する観点)に加え、文化・社会・道徳的考慮・安定性・公共の福祉(大陸法が重視する観点)から行った。実務から非実用的で実効性を持たないと言われた旧法は、改正によりいずれの観点からも利益配分上の妥当性と効率性を備えた現代化を果たしたと言える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本民法改正法が世界の契約法の中でグローバルスタンダードとなりうるか。準拠法として選ばれる契約法か、実務で十分機能する契約法の内容を備えているかを、現在グローバルスタンダードであるCISGとの関係で明らかにし、それに英米法との比較を加え英米法・大陸法の2極軸の相対比較の中で、日本民法改正法・CISG・英米法の比較—メリット・デメリットを明確に示すことは、実務の要請に応える社会的意義が認められる。又、日本民法改正法が生きた法を踏まえた内容を備えていると言えるれば、日本が第3極目の欧米法の継受国として世界のモデルとなるのみならず、契約法の世界の統一の際のモデルともなり得、学術的意義も大きい。

研究成果の概要(英文)：How is the Japanese revision of Civil Code modernised in the context of contract laws in the world? Has the direction of the amendment changed the position of the previous Code so far in the world's contract law (in the conflict between common law and civil law)? Is this modification and change in positioning desirable? The significance and evaluation of the change was made from the perspective of economic efficiency (the perspective emphasised by common law) and cultural, social, moral, stability and public welfare (the perspective emphasised by civil law), based on a survey and confirmation of the latest CISG case laws (noticing of differences between court cases and arbitration awards) and the latest theoretical situation. It can be observed that the old Civil Code, which was considered impractical and ineffective by practice, has been modernised by the amendments to provide clarity and efficiency that is easy to understand from both perspectives.

研究分野：契約法

キーワード：CISG 日本民法改正法 比較法 契約法の現代化

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本民法改正法案の国会成立・公布と2017年施行

オランダに続いて2002年にドイツが1900年に成立した旧民法を現代化したのをはじめとして、世界の契約法が次々と現代化される中、日本の民法改正法も、現在主要貿易国のほとんどの97か国が加盟するグローバルスタンダードとなった1980年国際物品売買条約CISGをモデルに、比較法の成果としても成功し2017年国会で成立・公布された。それ迄、研究者・実務家の間で大いに議論され、理論と各種経済団体の利益も考慮し出来上がった新日本民法債権法が、世界の契約法の中でどのような位置づけにあるのか、どのように変わったのか、CISGと比較することによって、その先進性を明確にしておくことが、理論上も実務上も有用と思われた。

(2) ヨーロッパにおける共通欧州売買法の議論と日本民法債権法改正の議論

2010～2011年にかけてドイツのMax Planck 国際私法・比較法研究所に在外研究した当時、ヨーロッパでは、CESL(共通欧州売買法)の検討の真っ只中で、熱い議論がヨーロッパ各地で飛び交っていた。その議論に大きな影響を与えていたのが、Reinhard Zimmermann 教授(Max Planck 研究所所長)のThe Law of obligationsで、これはヨーロッパのコモンローと大陸法はローマ法を共通の起源とすることを比較法的・歴史的に検証し、ライプニッツ賞を授与されたものだが、そのZimmermann教授の元に集まる世界の契約法研究者の議論を通して(Max Planck 国際私法・比較法研究所は、CISGの元となったULIS・ULF〔ハーグ売買条約〕を作成したエルンスト・ラーベルが初代所長を務めた)、CESLにも大きな影響を与えていたCISGと日本民法改正法案を客観的に外から評価・検討する機会を得た。

在外研究中、日本は正に民法改正法案の具体的な規定内容を検討していた時期で、法制審議会の議論で実務界から批判や反論を受け、理論的整合性を犠牲にしても各団体の利益が配慮される結果となることもあり、当時目玉の改正とされた解除の要件である重大な不履行と催告期間設定解除の位置づけや、解除制度と危険制度との関係についても、特に後者について、当初の研究者案が否定され、体系的理論上の問題が発生していた時期でもあった。実務界からの様々な利益を考慮せざるを得ない状況の中で、研究者が起草した法律案の理論的整合性が犠牲にされる修正を理論的にどのように説明するのかが喫緊の課題であった。

(3) なお、民法改正の作業が始まった当初は、改正の理念や趣旨は明確には呈示されなかった。それらは具体的に中身を検討していくに従い、自ずから明らかになるものであると考えられたからであった。この意味でも、改正法の意義・評価を検討することには大きな意味があると思われた。

2. 研究の目的

(1) 視点：①どの程度、日本民法改正法は、世界の契約法の中で現代化されたか。②その現代化(改正の方向)は、今までの日本民法典の世界の契約法の中での位置づけを(コモンローと大陸法の対立図式の中において)変えたのか。③その変化・位置づけの方向は望ましいのか。変更の意義・評価を、(a)経済的効率性の観点＝実務における有用性(コモンローの重視する観点)、(b)文化・社会・道徳的考慮・安定性・公共の福祉(大陸法が重視する観点)の観点から行う。

(2) 先進性の評価軸となるCISGの最新状況を確認し正確に把握する

CISGの判例(裁判例・仲裁廷判断の違いを踏まえる)と最新の理論状況を調査・確認する。これには、採択されて50年が経過するCISGには多数の判例が蓄積され、従前から懸念されたCISGの「予測可能性」の問題は克服されていると言えるかを、検証する意味がある。又、CISGの必要・十分な情報を実務に提供する意味もあった。日本の実務やコモンロー諸国はCISGをopt out(適用排除)する慣行があると言われるが、その理由の一つが、今まで十分な判例がない為、適用の結果の予測可能性がないこと、又CISGに関する実務に役立つ十分な(準拠法選択のための)情報がないこと、が挙げられてきた。

(3) 先進性の検討：日本民法改正法の世界の契約法の中での位置づけ

日本民法改正法が世界の契約法の中でグローバルスタンダードとなりうるか。準拠法として選ばれる契約法か。すなわち、実務で十分機能することができる契約法の内容となっているかを、上述の方法で内容を確認した現在グローバルスタンダードと言われるCISGとの関係で明らかにした。もっとも研究調査が進む中で、日本は大陸法国であり、大陸法とコモンローが融合するCISGはコモンローより有利であると考えられるにも拘わらず、日本の取引実務では英米法が準拠法として多用される実体があることがわかってきた。なお、実務のCISGへの消極的態度については、上述の予測可能性が低いことに加えて、親しみが無い点、従来通りでも問題がない点、現行の契約書式を見直す時間が無い点、CISGに詳しい専門家が余りいない点、等が挙げられる状況にある。したがって、倫理・道徳に従い社会的関係に結びつく義務を優先させ、法を基軸とする文化を有しないとされる日本の比較法をするには、改正法に加えてこの取引実務で実際に機能するルール「生きた法」も調査する必要があることがわかる(後述参照)。生ける法は、ある程度は改正法の内容に実現したと言えるが、まだ別に改正法に反映されていない部分もあるとも考えられ、残る「生ける法」がどこにあるのか、その比較法的な位置づけを明確にする必要はある。これらを念頭に置き、CISGに英米法との比較を加え、英米法・大陸法の2極軸の相

対比較の中での、日本民法改正法と CISG と英米法の正確な比較法の成果—メリット・デメリットを明確に・具体的に示すことが、実務に役立つと言える。

なお、日本民法改正法には、CISG をモデルに世界のグローバルスタンダードに適うように修正されたものの他、今迄の判例を明文化したもの、学説上批判され理論的整合性が図られたもの、社会のニーズ・新しい状況に応えるもの等、様々な内容が含まれている。それらと CISG の比較を行うことによって先進性を測る際にも、改正法・旧法に加えて生きた法も考慮しておくべきことが検討を進めるに当たって明らかになっていった。今般生きた法を取り入れて改正されたかどうかの視点を持ちつつ、CISG との先進性を比較することが重要であること、すなわち改正法と CISG に加えて日本の生きた法という要素を考慮し、どれが生きた法なのか（別にあるのか）に留意しながら、改正法とグローバルスタンダードである CISG を比較してその望ましさを測らねばならない。尤も生ける法が常に望ましいルールであるとは限らない。生ける法を客観的に評価し、そのメリット・デメリットを踏まえつつ検討は行う必要もある。なお、生きた法がどの程度取り入れることができたのかは、CISG との先進性比較に関連する。なぜなら、実務で生きた法とされているのは取引ルールを席卷する英米法であり、CISG は英米法と大陸法の融合であるため、英米法の要素が多く含まれ、生きた法がどれくらい取り入れることができたのかは大雑把に言えば、どれくらい CISG に内容に近くなったかと等しくなるからである。これらの点は、検討途中で明らかになった問題点であることから、継続課題として次の科研課題でさらに検討を深める予定である。

3. 研究の方法

(1) CISG の最新の議論・判例を確認し理論状況を把握するため、

①定評のあるコンメンタールの翻訳により理論状況・判例状況の詳細を確認する。(a)現在まで、多数の判例・仲裁判断が蓄積されてきたが、コモンローよりも大陸法の方が数は多く、判例には偏りがあることが指摘されており、分野毎・地域毎の傾向に注意して分析する必要がある。準拠法選択の際の留意点として、CISG の内容の理解については、英米法系であれば英米法的な考えで解釈されることがあると指摘されるように、同じ CISG の解釈であっても法圏によって異なる可能性がある（CISG7 条によって条約の解釈にあたっては適用における統一を促進する必要性を考慮しなければならないと定める）。また準拠法選択の視点として弁護士選任の容易さが挙げられることから、CISG の情報提供の名宛人には、企業の法務部に加えて弁護士も入れる必要もある。(b)また、判例と仲裁判断の先例としての違いについては、前者は準拠法を国家法に限る一方、後者は UNIDROIT 原則のようなモデル法も商慣習法として適用可能であるため、CISG に規定がない事項が問題となった場合、国内法が適用されるのか UNIDROIT 原則で補充されるのか、適用される法内容に違いが生じる可能性がある点にも留意する必要がある。

②海外の CISG 研究者・実務家と研究会(対面)を持ち、最新情報を交換し、オンラインミーティングで、問題点毎に議論を重ね検討する。

③実際に CISG が適用される国際紛争解決の場面での、紛争解決方法の状況を確認する。

(2) CISG と日本民法改正法の異同・その位置づけ

①改正法による変更の位置づけと、評価規準となる要素の抽出^①とその評価・意義

先進性の評価規準・要素としては、次の要素が規準となる。経済的効率性・予測可能性、法的安定性、柔軟性・明晰性・単純/わかり易さ、公共の福祉・文化/社会/道徳的価値・予防効果、紛争解決の有効性、アクセスのしやすさ。

②更に、比較法分析の方法論についても、最新の状況を踏まえて検討する必要があることが海外での調査・研究で明らかになってきた（現在の比較法の方法論はグローバルノースが確立したもので、グローバルサウスの現実を踏まえていないため、「脱植民地化」比較法が必要であるとの批判を踏まえた、機能的比較法の方法論が主張される）。

③比較する際の具体的な比較ポイントを明確にして、比較を行う。日本民法改正法と CISG との比較は、第 3 極である「欧米法の継受国」として日本法が世界のモデルとなるのみならず、契約法の世界の統一の際のモデルとしての意味も認められる（全方位の比較法の準備・前提）。

《参考文献》① ミシェル・グリマルディ、「21 世紀におけるフランス法の使命—グローバル化に對峙する大陸法」、ジュリ 1375 号 88 頁(2009 年)、その他、Doing business の評価要素、参照。

4. 研究成果

(1) 研究進捗概要

① 2018 年 3 月 香港出張 実際に CISG が使われる紛争解決場面での調査(仲裁との相違)

② 2019 年 10-11 月 国際共同研究 スイスバーゼル大学シュヴェンツァー名誉教授招聘。
京大、北大、大阪弁護士会・仲裁人協会、国際商取引学会の他、早大、東大、神大、同志社大学にて、研究会・講演会を開催し、最新の理論や判例の状況の確認、日本民法改正法との違いについて、活発に議論。

→実務のニーズを知る→本研究課題は、次の科研課題の第一歩としての位置づけに変更

③ 2020 年 2 月 実務との共同研究 グローバル企業・渉外弁護士・シュヴェンツァー教授
CISG・日本法・シンガポール法・UCC(米州統一商法典)・英国法・ドイツ法
「契約締結上の過失/情報提供義務、品質保証、損害賠償責任制限」比較法

- ④ 2020年3月～2022年 コロナのため、海外出張、調査、共同研究停止。
- ⑤ 2022年～2023年 CISG 注釈書の翻訳プロジェクト(3期に分け共同研究会方式で完成)
Zoomで国際共同研究 問題点毎の検討(シュヴェンツァー教授)
- ⑥ 2023年3月 ドイツハンブルグ(Max Planck 研究所)・ウィーン大学 海外出張
Zimmermann 教授との打合せ・意見交換(ヨーロッパ契約法の継続形成)
ウィーン大学シンポジウム参加「批准から50年経過したCISGの最新状況」
→ CISG 研究者と意見交換・情報交換、世界の実務家との情報交換
- ⑦ 2023年4月～10月 Zoom での国際共同研究 シュヴェンツァー教授
CISG と仲裁(国際紛争解決)の個別テーマについて
- ⑧ 2024年3月 シンポジウム シュヴェンツァー教授、クリストファー・キー教授の招聘
共同研究会・講演会
「国際契約法の将来の展望」「CISG とサプライチェーンにおける持続可能性」
「国際統一売買法 CISG における 77 条 80 条と情報提供義務」
「国際紛争解決における AI の利用」クリストファー・キー教授
「国際紛争解決—国際商事模擬仲裁の特徴」ステファン・クレル教授
- ⑨ 2024年3月 ドイツハンブルグ(Max Planck 研究所)、ウィーン UNCITRAL 研究・調査

(2) 総論—「CISG を比較軸とする日本民法改正法の先進性」：欧米法の継受国としての世界のモデル・さらに世界の契約法の統一モデルとしての日本契約法改正の比較法

当初 CISG やヨーロッパの契約法の調和の議論をモデルに、100 年を経過して現代化された日本民法改正法の位置づけを探るために、それがどのように変わり CISG や他の現代化された諸契約法と、どのような関係にあるのか、比較・分析することを目的としていたところ、検討を進めるしたがって、特に契約法は実務と密接に結びつくことから、実務のニーズに応えることが急務であることが、企業や実務家との共同研究から明らかとなり、より広い視野から本研究を捉え、この科研課題をそれらの検討の出発点とするように、位置づけを変更修正してきた。この科研課題に続く次の科研課題は(21K01263)、この課題の発展延長線上にあると共に、さらに契約法全体の調和への課題に繋がるものでもある。検討を進め、海外との共同研究・議論の中から、その時々で検討が必要な基礎・前提となる問題点が明らかになり、その都度、検討対象を拡げて基礎固めをしてきたが、それはこの研究課題の広がり的大小を示すものであり、全体を検討するために必要な前提となる問題点を、遠回りのようには見えるが、必要な基礎作業であると考え、検討の対象に加えてきた。

① 大陸法に属する日本法が、大陸法とコモンローを止揚することに成功した CISG をモデルに改正したということは、日本民法改正法がより英米法寄りに変更されたということの意味する。すなわちこれは、今まで実務から「非現実的、実効性を持たない規範」と言われてきた日本民商法が、英米法が多用されてきた実務の現状の(特に大企業の国際取引)運用ルールに近くなったと言える(それが今後どのような意味を持ちうるのかは、次の科研課題の検討事項である)。

② このことは、さらにまた、改正法が英米法寄りに経済効率性の点でも進んだことを意味し、いわゆるドグマであり概念的であると批判されてきたルールの多くは改正された(特定物ドグマ、原始的不能のドグマ等)。なお、「債権・債務」の概念(高度に抽象的な概念の一つとされる)は維持されているが、損害賠償の帰責事由の考え方も CISG に大きく影響を受け(従前の過失責任主義とは異なり、契約によるリスク分配の考え方に基礎を置き、一旦引受けた債務は、結果債務であれば不可抗力の場合にのみ免責されると考えられるようになった)、規定の文言は同じではあるが当初の「引受け責任」の文言は、わかりにくいとの批判を受けたことから一どのような内容も盛り込める中立概念である「責めに帰しうる事由」に戻った。民法改正法の解釈の中で、CISG の考え方が生きているものは、これ以外にも多々ある。例えば、損害賠償の範囲の「具体的損害計算」は CISG75、76 条に範を得、CISG35 条は「不適合」の意味に影響を与えている。

③ 欧米法を継受してから 120 年余りが経過した日本では、明治の初年に近代化及び治外法権撤廃の為に、他に選択肢のない形で欧米法を継受した「法の外在性」が指摘されて久しい。日本の「生きた法」が改正法でどのように考慮されたのか、どの程度取り入れが実現し、また別にどこに残るのかを客観的視点から明らかにすることは、現在是非とも必要な作業であると思われるが、この視点は、世界の契約法との比較法をする際にも脱植民地化比較法の議論からは極めて有用であり、日本が「欧米法の継受国」のモデルの役割を果たすことも可能となるが、さらなる検討を次の課題研究で継続する予定である。

④ CISG は英米法と大陸法の双方の融合・比較法の成果であり、英米法の(優れていると考えられる)要素が大陸法のファインダーを通して明文化される。英米法を生そのまま取り入れるのは、大陸法に属する日本の法体系では法体系自体が異なるので大変難しい面もあるが、特に大陸法の学者の綿密な検討が基礎となっている CISG は、体系との整合性を吟味して整合的なものだけが明文化されており、この手法をさらに洗練させ日本が自らの伝統の上に大陸法と英米法を継受した混合法体系のより中立的立場から、良い点だけを選択すれば、世界の契約法の新しい統一のモデルになる可能性もある。

(3) 各論

総論で見てきたように、日本民法は CISG をモデルに、特に不履行に対する救済手段について過失とは関係のない、ドグマを排したわかり易い明確なルールに改正されたと言える（特に今まで実務と大きく異なっていた解除・危険制度や瑕疵担保責任）。

① **解除の要件**として、日本民法改正法では歸責事由に代わり「重大な不履行」（に該当する事実）と、相当期間設定とその徒過（但し、軽微性の制限要件はある）が要件となり、それに伴い、**危険**についても引渡時に移転し、歸責事由のない債務の履行不能の場合でも債務が消えずに存続するために、相手方には永久的抗弁としての履行拒絶権が認められることになった。英米法の実質を取り込みつつ、大陸法の体系的整合性を図る。CISG は、付加期間設定による解除が引渡のない場合にだけ認められる以外は、日本民法改正法と同趣旨の規定を持つ。特に 25 条で重大な契約違反の定義規定で、今まで積み重ねられた判例から明確になってきている判断基準は参考になる。又日本民法改正法ではいわゆる瑕疵担保責任が、**契約不適合責任**として契約責任説が明文化され、追完請求権・代金減額請求権の規定が追加されたが、これは CISG をモデルに日本民法が現代化した典型であると言える。

② **契約の解釈規定**は、日本民法にはないが、CISG8 条と同趣旨の文言「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」が、いわゆる規範的要件の前に（歸責事由 415 条・軽微性 541 条・善管注意義務 400 条・履行不能 412 条の 2）置かれ、CISG8 条と同様に、前半で主観的、後半で客観的解釈を示す。これも CISG の影響を受けた結果と言いうる。

③ 又、日本民法改正法では、今まで全く民法典に無かった**規定を新しく置く**ことは慎重になされ、事情変更の原則（CISG にも無いが、不可抗力による障害の概念に含ませる考え方はある）、不安の抗弁権、損害軽減義務は、議論されたものの規定は設けられず今後の解釈に委ねられた。損害軽減義務は、日本では過失相殺（英米法や CISG では過失の概念は用いられない）・損害賠償の範囲（間接損害や結果損害）の問題と扱われる。また同様に、議論はなされたものの、規定の今後の解釈に委ねるべきとされ、文言は現状維持されたものが多い。

④ 日本民法改正法では、この他に動機の錯誤の明文化、時効規定の統合・変更、債権者代位権・詐害行為取消権の制度の他制度との整合性、債権譲渡の原則有効化、多数当事者の債権関係（連帯債務の絶対的効力事由の見直し・連帯債権の新設）、保証制度の整序、債務引受・契約上の地位の移転の明文化、消費貸借の諾成化、賃貸借契約の終了など判例法理の明文化などの大きな改正がなされた。これらの分野は **CISG の範囲外**であるため規定の先進性を測るためには、UNIDROIT 商事契約法原則やヨーロッパ参照枠草案 DCFR 等の比較軸として設定することが考えられる。これらは大陸法への偏りが指摘され、規定の性質はリスティメント（現状説明でありルールとは異なる）や道具箱（tool box）であるため仮定的な評価に止まるが、ポスト CISG の準備作業として、次の科研課題に繋がるものにはなりうる。

⑤ **双方に規定がないもの**としては、(a) 契約締結上の過失：説明義務/情報提供義務違反、交渉不当破棄、(b) ライセンス契約・ファイナンスリース契約、(c) 継続的契約、(d) ディスカバリー・分離可能性等がある。(a)については、日本ではいずれも契約責任からは外し不法行為法上の責任と捉えるが、英米法や CISG は（前者については契約不適合や協力義務の問題として、後者については、小文字の合意を捉え、また CISG14 条以降の契約締結における信頼の問題として解釈し）、できる限り契約責任で処理し、契約の合意の問題として整序しようとする点から、日本の判例・学説の立場は批判される状況にある。これらは売買契約とは別に検討される必要がある問題点や、また国によって対処の仕方が大きく異なる点が含まれている為に、規定がないと考えられるが、売買契約に絡んで問題になることが多く、売買契約に隣接する分野として今後検討されるべき問題点と言える。(b)については、後者は日本民法改正法制審議会でも典型契約化が議論されたが見送られた。賃貸借契約の側面もあり、日本では検討は今後の解釈に委ねられた。(c)については、枠契約など議論はあり、CISG73 条にも分割履行契約について解除に関して規定があるが、日本民法改正法では一部解除の規定（542 条 2 項）と賃貸借契約の解除の効果の規定（620 条）があるに止まる。

(4) **本研究の研究課題の発展・延長**——このように本研究は、国際取引に携わるこの実務の強い要請に応えるために、英米・大陸法・アジア法も含め、世界の契約法の正確な位置づけを各分野に渡って明らかにしようとする研究のその**第一歩**となるものである。

検討結果の詳細は、①CISG については Schwenzer & Schroeter, Commentary of Convention of International Sales of Goods, 2022 の翻訳書の出版、②また CISG と日本民法改正法の比較分析については、全体の鳥瞰に続く各論を「法と政治 75 巻 3 号」か若しくは別に掲載するか検討中である。③また実務家との共著の著書で公表することが確定している。本研究は今まで、日本が CISG を opt out することが多いと言われてきた CISG に対する実務の慣行に一石を投じることを目指し、その日本の実務—有利な準拠法選択—に資するように、実務で実際に運用されるルールを捉えて、生きた法と最新の CISG のルール内容を大陸法・コモンローの相対比較の中で明らかにすることを目指すものである。また、日本の民事裁判では 7 割近くが裁判所主導による和解で解決されることを考えると和解が当事者間の互議に基づき裁判官の元でルールを修正して妥当な解決が図られているのだと言える。これらの生きた法を含む日本法の比較全体については、次の科研の課題で継続して行う予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山田到史子	4. 巻 74
2. 論文標題 グローバルスタンダードとしての国際物品売買法CISGに対する民法改正法の位置づけ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 1-71頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 山田到史子	4. 巻 第2版
2. 論文標題 付随義務の不履行と契約の解除	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例ブラクティス民法Ⅱ債権第2版	6. 最初と最後の頁 146頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 山田到史子	4. 巻 第2版
2. 論文標題 複数契約の一部不履行による契約の解除	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例ブラクティス民法Ⅱ債権第2版	6. 最初と最後の頁 148頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 山田到史子	4. 巻 第2版
2. 論文標題 期間を定めない催告の効力	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例ブラクティス民法Ⅱ債権第2版	6. 最初と最後の頁 149頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 山田到史子	4. 巻 第2版
2. 論文標題 契約の解除の効力 (1)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例プラクティス民法Ⅱ債権第2版	6. 最初と最後の頁 150頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 山田到史子	4. 巻 第2版
2. 論文標題 契約の解除の効力 (2)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例プラクティス民法Ⅱ債権第2版	6. 最初と最後の頁 151頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 山田 到史子	4. 巻 249号
2. 論文標題 請負人の瑕疵担保責任における「瑕疵」概念	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 河上正二・沖野眞巳編『消費者法判例百選 (第2版)』別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 170-171頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 山田到史子	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 「日本民法改正法における『危険の移転』の意義」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 1-26頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 山田到史子	4. 巻 91巻6号
2. 論文標題 判例回顧	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 72－82頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山田 到史子
2. 発表標題 「新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響とその対策（法と政策の観点から）－私法（民法）上考えられる対策」
3. 学会等名 関学法の理論と実務研究会主催
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山田到史子
2. 発表標題 債権法 判例回顧
3. 学会等名 末川民事判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山田到史子
2. 発表標題 可分債権と預貯金債権
3. 学会等名 民法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山田 到史子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 598
3. 書名 預貯金債権の共同相続―「債権の準共有」と「多数当事者の債権関係」の観点から、深谷格・金子敬明他編『生と死の民法学』333-368頁。	

〔産業財産権〕

〔その他〕

—

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計6件

国際研究集会 国際商取引法学会特別講演「国際商事契約における不可抗力免責とハードシップ」 Force Majeure and Hardship Under the CISG and Other International Instruments 於日本大学 2019年11月9日	開催年 2019年～2020年
国際研究集会 京都大学研究会「CISGにおける契約不適合責任」 Non-Conformity of the Goods Under the CISG 2019年11月24日	開催年 2019年～2020年
国際研究集会 北海道大学民法研究会他「Hardship of CISG」	開催年 2023年～2024年
国際研究集会 特別講演「CISGとサプライチェーンにおける持続可能性」	開催年 2023年～2024年
国際研究集会 シンポジウム「国際契約法の将来の展望」	開催年 2023年～2024年
国際研究集会 カンファレンス「国際統一売買法における77条・80条と情報提供義務」	開催年 2023年～2024年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
スイス	パーゼル大学			
ドイツ	マックスプランク研究所ほか			